



島根県報

平成22年4月6日（火）

第2,176号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	4
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	5
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	（障 がい 福 祉 課）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	5

告 示**島根県告示第268号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 健美歯会 木村歯科医院	益田市三宅町3番28号	平成22年3月5日
生泉堂調剤薬局	松江市大正町455-5	平成22年3月23日
星野医院	松江市古曾志町733	平成22年1月5日

島根県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
木村歯科医院	益田市三宅町3番28号	平成22年3月1日
ウォンツ薬局 益田乙吉店	益田市乙吉町イ102番地1	平成22年2月28日
生泉堂調剤薬局	松江市大正町454	平成22年3月23日
星野医院	松江市古曾志町733	平成21年12月31日

島根県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 ダスキン石見	益田市駅前町30番24号	福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月25日
有限会社 ダスキン石見	益田市駅前町30番24号	介護予防福祉用具貸与	ダスキンヘルスレント島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月25日
有限会社 ダスキン石見	益田市駅前町30番24号	特定福祉用具販売	ダスキンヘルスレント島根西ステーション	益田市市原町イ597番2	平成22年2月25日

有限会社 ダスキ ン石見	益田市駅前町30番 24号	特定介護予防 福祉用具販売	ダスキンヘルスレン ト島根西ステーショ ン	益田市市原町イ597 番2	平成22年2月25日
株式会社 メデカ ジャパン	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町1- 9-6	短期入所生活 介護	出雲ケアセンターそ よ風	出雲市今市町876- 9	平成22年3月1日
株式会社 メデカ ジャパン	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町1- 9-6	介護予防短期 入所生活介護	出雲ケアセンターそ よ風	出雲市今市町876- 9	平成22年3月1日
株式会社 メデカ ジャパン	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町1- 9-6	通所介護	出雲ケアセンターそ よ風	出雲市今市町876- 9	平成22年3月1日
株式会社 メデカ ジャパン	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町1- 9-6	介護予防通所 介護	出雲ケアセンターそ よ風	出雲市今市町876- 9	平成22年3月1日
有限会社 福寿	浜田市国分町691番 地1	居宅介護支援	ほのぼの居宅介護支 援事業所	浜田市国分町691番 地1	平成22年4月1日
社会福祉法人 博 愛	隠岐郡隠岐の島町 岬町中ノ津四、302 番地	介護予防通所 介護	岬町デイサービスセ ンター	隠岐郡隠岐の島町岬 町中ノ津四、302番 地	平成22年2月1日
社会福祉法人 博 愛	隠岐郡隠岐の島町 岬町中ノ津四、302 番地	通所介護	岬町デイサービスセ ンター	隠岐郡隠岐の島町岬 町中ノ津四、302番 地	平成22年3月8日
社会福祉法人 せ んだん会	安来市安来町899- 1	認知症対応型 通所介護	社会福祉法人 せん だん会 デイサービ スセンター やすら ぎの園	安来市安来町960- 1	平成19年12月12日
星野 陽治	松江市古曾志町733	居宅療養管理 指導	星野医院	松江市古曾志町733	平成22年3月9日
星野 陽治	松江市古曾志町733	訪問看護	星野医院	松江市古曾志町733	平成22年3月9日
星野 陽治	松江市古曾志町733	介護予防居宅 療養管理指導	星野医院	松江市古曾志町733	平成22年3月9日
星野 陽治	松江市古曾志町733	介護予防訪問 看護	星野医院	松江市古曾志町733	平成22年3月9日
株式会社 やつか の郷	松江市八束町二子 1025番地9	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム や つかの郷 新館	松江市八束町二子 1025番地9	平成22年3月1日
株式会社 やつか の郷	松江市八束町二子 1025番地9	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホーム や つかの郷 新館	松江市八束町二子 1025番地9	平成22年3月1日

島根県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
星野 壮治	松江市古曾志町 733	居宅療養管理指導	星野医院	松江市古曾志町 733	平成21年12月31日
星野 壮治	松江市古曾志町 733	訪問看護	星野医院	松江市古曾志町 733	平成21年12月31日
星野 壮治	松江市古曾志町 733	訪問リハビリテーション	星野医院	松江市古曾志町 733	平成21年12月31日
星野 壮治	松江市古曾志町 733	介護予防居宅療養管理指導	星野医院	松江市古曾志町 733	平成21年12月31日
星野 壮治	松江市古曾志町 733	介護予防訪問看護	星野医院	松江市古曾志町 733	平成21年12月31日
星野 壮治	松江市古曾志町 733	介護予防訪問リハビリテーション	星野医院	松江市古曾志町 733	平成21年12月31日

島根県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
社会福祉法人 太陽とみどりの 里	安来市広瀬町下 山佐330番3	短期入所生活 介護	太陽とみどりの 里 尼子苑 短 期入所生活介護 事業所	尼子苑	安来市広瀬町 下山佐330番3	平成15年4月1日

島根県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 太陽とみど りの里	安来市広瀬町 下山佐330番3	訪問介護	太陽とみど りの里 訪 問介護事業 所	太陽ヘルパ ーステーシ ョン	安来市広瀬 町下山佐330 - 3	安来市広瀬 町広瀬1911 - 1	平成20年4月1日

島根県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
作野 卓史	みどり整骨院	柔道整復	松江市菅田町180-1 F	平成22年3月11日

島根県告示第275号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療 の種類	変 更 年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
生泉堂調剤薬局	松江市大正町字伊勢 宮454	松江市大正町455- 5	精神通院医療	平成22年 3月23日

島根県告示第276号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年4月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

仁摩町加入区（漁業協同組合 J F しまね）